

大阪市障がい者施策推進協議会障がい者計画策定・推進部会
第5回ワーキング会議 議事録

日 時 : 令和5年8月1日(火) 午前10時から正午まで
会 場 : 大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室
出席委員 : 三田座長、井上副座長、芦田委員、大野委員、小澤委員、酒井京子委員、
西委員、長谷川委員、星沢委員、溝上委員、山内委員、和多田委員

司会(障がい福祉課 和田係長) <開会、出席者紹介等>

三田座長

- ・ 最初に、前回ワーキング会議の議論を踏まえた修正点について事務局から説明をお願いしたいと思います。

三浦障がい福祉課長

<第1部及び第2部第5章・第6章の修正点(資料1・2) 説明>

- ・ 前回のワーキング会議においてご審議いただきました、障がい者支援計画の第5章と第6章の修正点についてご説明させていただきます。
- ・ 資料1をご覧ください。
- ・ まず、第5章「住みよい環境づくりのために」の1ページの現状と課題の部分についての追記でございます。一番最後の段落の部分になりますが、2025年の関西万博に向けたバリアフリー化の取組等を記載した方がよいのではとのご意見をいただいたことを踏まえまして、現在大阪市では、大阪府との協働により、万博を契機に、市内を含む大阪府内の各施設や交通機関、道路等に係るバリアフリー化などの取組を進めておりますので、その点について追記させていただいております。
- ・ 続きまして、6ページ以降の施策の方向性でございますが、ここは10ページの「ウ 民間住宅への入居支援」の部分をご覧ください。こちらの2つ目の記載事項です。住宅確保要配慮者への取組について記載した部分でございますが、住宅セーフティネット連絡会議などの具体的な取組につきまして、前回ワーキングでは口頭でお伝えをさせていただきましたが、これまで計画本文に記載できていなかった事項ですので、今回新たに記載をさせていただいております。
- ・ 続きまして、12ページの「2 安全・安心」の部分でございます。中ほどの災害や感染症等が発生した場合に備えました、事業所の業務継続計画に関する記述の部分でございますが、この件につきましては、運営基準において、事業者に求められている取組であることなどを踏まえまして追加をさせていただいております。内容としましては、緊急の事態等に備えて、事業所ごとに実効性のある計画作成に取り組むことが求められますと追記をさせていただきました。
- ・ 16ページの施策の方向性の「ア 防災体制の強化」の2つ目の記載になりますが、本市

におきましては、助言指導等を行うことにより事業者が運営基準に沿った事業運営を行うことができるよう取り組んで参りたいと考えております。

- ・ 続きまして、個別避難計画の作成に関しまして、前回ワーキングにおきまして、具体的な取組内容についての記載を、とのご意見をいただいております。
- ・ 今回 16 ページの一番下の部分ですが、個別避難計画の策定の際には、行政や地域に加え、福祉専門職の参画を図るなど、福祉部局と防災部局が、連携して取組を行うという内容を新たに追加させていただいております。
- ・ 個別避難計画の策定につきましては、国において、ケアマネジャーなどの専門職が実際の計画策定に参画することで策定が進んだといった他都市の事例等を参考にしながら取り組むこととされており、本市の地域福祉基本計画に盛り込まれる予定となっております表現に合わせた内容を追加させていただいております。
- ・ 第 5 章の修正点につきましては以上となります。
- ・ 続きまして、資料 2 をご覧いただきたいと思っております。
- ・ 第 6 章「地域で安心して暮らすために」についてでございます。修正部分につきましては 11 ページをご覧ください。(4) さまざまなニーズに応じた支援体制の充実の「ア 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備」の 1 つ目でございますが、前回ワーキングにおきまして、精神保健福祉相談に関しましては、地域活動支援センターのほか、各区の基幹相談支援センターも対応しているとのこと指摘をいただきましたので、表現に追加をさせていただいております。
- ・ また、ページ下段の部分には、精神障がいのある人が身体的な疾患にかかられた際の受入医療機関がない点についてご指摘をいただきましたことを受けまして、身近な病院等との連携も含め、区保健福祉センターにおいて個別の支援を行うことについて記載をさせていただいております。
- ・ 第 6 章の修正点については以上となりまして、前回ワーキングでいただきましたご意見の反映については以上となります。
- ・ また、計画文案とは直接関連しない事項でございますが、前回ワーキングにおきまして、第 5 章の部分で、鉄道駅舎のバリアフリー等に関連しましてご意見いただいた件に関することにつきまして、2 点ほど口頭でご報告をさせていただきたいと思っております。
- ・ 一つは、駅員のいない駅がどの程度あるのかといったご質問をいただいたことに関してでございます。大阪メトロには無人駅はないということで担当部局からの回答がございましたが、その他の民間鉄道に関しまして、計画調整局より把握している状況についての情報提供をいただきましたので、ここでご報告をさせていただきます。
- ・ 少し古い令和 4 年 3 月時点の状況ということですが、大阪市内で終日無人となっている駅は合計で 12 駅ありまして、内訳としましては、京阪が 4 駅、南海が 8 駅とのことでございます。その他、終日ではないけれども時間帯によって無人になっている駅も、その他にあるということでした。
- ・ また、もう一つ、J R 新今宮駅の乗り換えに関してもご意見をいただいております。この点につきましても、計画調整局よりコメントを預かっております。

- ・ 新今宮駅は、本市のバリアフリー基本構想において、重点整備地区に含まれており、南海との乗り継ぎに関して、バリアフリー化ができていない点は課題であると認識をしているということでした。この間もJRとの協議を進めてきているとのことですが、JR新今宮駅に関しましては、エレベーターを南海との乗り継ぎの部分に設置するためには、今ある階段部分を半分程度閉鎖しなければならず、JR新今宮駅自体が、すごく乗降客の多い駅になっておりまして、階段が非常に狭くなり、お客様が安全に移動するスペースが確保できないといった物理的な構造上の課題が大きいとのことでした。ただ、このままではいけないという認識もあるということで、引き続き協議を行って、検討していきたいということでしたので、ここでご報告をさせていただきます。
- ・ 説明及び報告につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

三田座長

- ・ 第5章・第6章の修正点についてご説明いただきました。ご質問ご意見がありましたらお願いします。

井上委員

- ・ ずっと意見を聞いて修正していただいているんですが、施策のところ、もうちょっと具体的に、今回は、ここを重点的に取り組みますというような中身に。例えば、八尾市が個人宛に自分で計画を立ててみましょうという案内を送って、もしそれができない場合については、相談支援事業所と相談しながら一緒につくりましょう、みたいな具体的な取り組み方で進んでいます。計画は全部そうで、基本計画が間違っているとは思わないけど、なぜ進んでいないのか、そのために今期は重点的にこういうことをしますといった表現をやっぱり入れていただかないと、読み手は何が変わったのかという雰囲気になるのかなと思うので、その辺の書きぶりを、全体的に再整理していただけたらと思います。
- ・ 具体的には、例えば、防災計画部分について、資料1の17ページの一番上の、個別避難計画策定の際には、と書いてある、福祉部局と防災部局の連携について、どんな連携をして何をするのか、となる。ここは、モデルも利用しながら、具体的にこういうところを重点化して、今期ではここを中心にして、各部局が進めますというような表現を入れていただきたいなど。そうでないと、計画見直しの抽象的な文章だけだと、一体何してくれるのか、何をしようとしているのかというのが、読み手にわからないので配慮いただきたい。

三田座長

- ・ ご意見ということですが。

三浦障がい福祉課長

- ・ できるだけ具体的に記載できる部分については、不十分というご指摘だと思いますが、

記載してきたつもりでございます。抽象的な表現になっているところにつきましては、具体的にどんなふうに取り組んでいっていかうということも、これから検討していきたいという意味も含めての表現になっているかと思っております。

- 今ご指摘いただきました個別避難計画のところにつきましてもまさにそういう状況でして、各区における取組につきましても、具体的にこういう方策でこういうふうに取り組んでいくということを決めて進めておられる区もあると思っておりますが、大阪市全体の取組としてどう進めていくかというのは、今書かせていただいているような、ひとまず福祉と防災とが一緒に話し合っとうとテーブルについて進めていくという段階なのかなと思っております。
- ただ、ご指摘いただきましたように、計画がどのように今後具体化していくのかという課題についてはワーキングの当初からご意見いただいているところでして、計画文案には反映がなかなかできない部分につきましても、今後のP D C Aでは、ある程度具体的に進めていく中身について、いくつか大きな取組目標のようなものも設定しながら、具体的な進捗についてもご議論いただけるような、今後の進捗確認にさせていただければと思っております。
- 計画文案につきましても今一度見直しまして、もう少し具体的に書ける部分につきましても書いていくようにしていきたいと思っております。

井上委員

- 暮らしの場の問題も防災の問題も、待ったなしの状況になっているのに進んでいないところが問題なわけです。読み手は、何のための計画なのか、ということになりかねないので、遅れているというふうな表現もひっくるめて、計画の中で重点的にどうしていくのかというところを、施策のところでも明記していただくということで進めていただかないと。
- 防災の問題については大阪市はひどいです。区ごとにバラバラで、全然進んでいない。私ども障連協では、毎年、防災関係のアンケート調査をやっていますが、他市はちょっとでも前に進めるというところがあるのですが、大阪市は区ごとに任せてあって、非常にバラバラだということもやっぱり出てきている。
- これは他の施策の面でもそうだと思うんですが、是非よろしくお願ひします。

大野委員

- 資料1の17ページの中段あたりに福祉避難所の問題が出ております。避難行動要支援者が適切な避難支援を受けられるよう福祉部局と防災部局が連携して取り組みを行うとありますが、ダイレクトに福祉避難所に行けるようなシステムづくりをお願いしました。
- この中段あたりの、地域の防災訓練等において、福祉避難所への搬送訓練等を実施し、福祉避難所運営の実行性の向上を図っていきますというところについて、一旦総合避難所というか、そういうところに行かなくても、福祉避難所にダイレクトに搬送していた

だけるということを書いていらっしゃるのでしょうか。

- それともう1点、訂正部分に関して、資料2の11ページ(第2部第6章)の「ア 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備」の最後にある、加えて身体科疾患を併発する精神障がいのある人が、できる限り身近なところで医療を受けていただくことができるよう、区保健福祉センターにおいて支援を行いますの、この支援は、何を支援するという事なんでしょうか。合併症があると、たらいまわしになって受け入れ病院が決まらないという現状があるんですが、保健福祉センターにその状況を言えば、たらいまわしにされなくて済むのか、何の支援をしていただけるのかをはっきり教えていただきたい。

三浦障がい福祉課長

- まず福祉避難所に関するご意見の部分です。この第5章・第6章のメインの議論は、前回のワーキングの議題としていたところでした、前回は担当部署の危機管理室にも出席をいただいておりますが、本日はメインの議論の部分ではないということもありません。
- この福祉避難所の部分につきましては、前回危機管理室からの回答では、ダイレクトに福祉避難所に行くという仕組みではなく、一旦、一般の避難所に行った後、福祉避難所の立ち上げ準備が整った段階で、そちらへ移動するというような回答であったかと思っております。
- 今一度ご意見いただいた件につきましては、担当部署にお伝えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

大野委員

- ダイレクトには行けないけれども、搬送は協力しますよということですかね。

三浦障がい福祉課長

- 前回の危機管理室の回答としましては、福祉避難所の開設が整った段階で、必要な方については、そちらに移っていただくというような手筈を進めるといった回答だったかと理解しております。

大野委員

- 連携して取組を行いますということは、搬送を協力するという意味なんですか。福祉の専門家でも何でもないユーザー側からこの文章を見せていただくと、やはりわからない。ダイレクトに行けないとしたら、ダイレクトに行く代わりに搬送しますとか、ここにその担当課がいらっしゃらなくても、お答えはしていただかないと困ります。

三浦障がい福祉課長

- 連携して取組を行いますという表現につきましては、福祉避難所の部分ではなくて個別避難計画の策定という部分でご理解をいただきたいと思っております。

- ・ 福祉避難所への具体的な搬送という部分につきまして、こういった手順で搬送するのかにつきましては、今私の方からお答えを申し上げかねますので、担当部局に改めて確認をさせていただきます。ご報告させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

こころの健康センター 長尾副主幹

- ・ 資料2の11ページ（第2部第6章）の一番下の段落に関する説明についてですが、ここで言います支援というのは、受診先の確保に関する支援と考えています。こういった医療機関で円滑に診療を受けることができるかというのは、通常からも医療相談等を実施していますが、精神保健福祉相談員を中心に、医療機関との連絡調整ですとか、そういった辺りの支援を実施できるかと考えております。

大野委員

- ・ そうすると、どこの病院が受けてくれますよというところまできっちり請負っていただいて、今から搬送しますという具体的なところまでを支援とおっしゃっているのでしょうか。
- ・ 昼間は保健福祉センターがやってくれますけれども、夜はどこもやってくれない。そこも含めてどうなんでしょうか。保健センターが受け入れ病院にまで連絡して今から誰が行きますよというようなことまでの、請負もしていただける支援ということなんでしょうか。

こころの健康センター 長尾副主幹

- ・ 医療機関に連絡をして、その受診の相談をするということは可能かと思います。ただ搬送となると、これは別ですので、必ずその保健福祉センターが搬送するといった対応は難しいと思います。

大野委員

- ・ 搬送は、受け入れ先が決まっていれば救急車に電話をしますからいいのですが、今から誰が行きますよという連携は、医療機関と保健福祉センターでやったださるということでしょうか。

こころの健康センター 長尾副主幹

- ・ その方の診療が可能かを問い合わせて相談をするということはできるかと思います。

大野委員

- ・ 受けるか受けないか、そこまできっちり確認していただかないと、相談をするということだけでは何の実効性もありません。

芦田委員

- この回答ですが、これで大丈夫なのかなというところがあって。なかなか受け入れ病院が決まらないんですよ。
- 先日も市内の精神科クリニックの看護師さんと話をしたのですが、躁状態で入院先を探していた人が、探している途中で骨折をしてしまった。そうすると、骨折と精神ということになり、総合病院の精神科があるところも含めて、いろいろな病院をあたったが、決まるのに2日間かかったっていうことがありました。保健福祉センターの相談員が、責任を持って搬送先の病院を探すというところまでいくと、2日3日の仕事が停止してしまうぐらいかかります。
- ここの部分で言いたかったのは、まず、受けてくれる病院がないというような仕組みの問題があるということ。
- 大阪府・大阪市・堺市で精神の病気をもちながら身体科疾患を合併した時に受け入れている病院をもっと拡充していかないといけない、というような回答になるかなと思ったら、全部保健福祉センターで受けてくれるとのこと。キャパがありません、受け入れる事ができません、という中で、相談員さんがずっと電話し続けるという話でいいのですか。回答が、ちょっと安直かなというような気がするのですが。

三田座長

- 今日ここまで出来ていて出来ていないのか、ここに書いたらそれが実現すると思ってもらっていいのかどうか、というのは結構大きなことで、こころの健康センターがそう言っても、多分、各保健福祉センターが聞いていませんとなるかなと思うと、結構な問題をはらんでしまうので。
- 書きぶりが、この曖昧な「支援」ということで濁さずに、受け入れが非常に困難な状況を解決しなければいけないといった、芦田さんが今言われたようなことはぜひ書いて欲しいですが、ここは書き方かな、と私も思いました。
- ここで大野さんが言って、はいやりますと確約しても、実際は少しも変わらないみたいなことになってしまう可能性もありますので、宿題としていいですか。

こころの健康センター 長尾副主幹

- もう一度検討させていただきたいと思います。

山内委員

- 一つは、先ほどの17ページの福祉部局と防災部局が連携して取組を行うということについて、できれば危機管理室が出席されていなくても、返事ができるような状態に少なくともとして欲しい。
- 避難行動要支援者避難支援計画があるわけで、障がいだけではなく、高齢・要援護の妊婦さんや外国の方も含めてあるわけで、具体的にはそこに記載してありますが、そこに個別支援計画を入れ込んでどうしていくのかという具体的なことについては、危機管

理だけではもう無理です。人員も減らされているのは聞いていますし、コーディネーターとかアドバイザーも減っていますし、地域にふったとしても、地域の防災担当の人も地域で大変なのも知っていますし。

- ・ 井上委員も言われましたけど、大阪市として、こういう方向で、今こういう段階に来ていて、24区はこんな状況になっていますといったことが、どこかでわかるような見える化をしていただいたら、お互いにフィードバックし合って、こうしたらいいのかなみたいなところも出てくると思うのですが、それを区の担当の人に言っても、そんな余裕もないので。
- ・ 連携というよりは、福祉部局の中に防災担当を置いていただいて進めていくという体制をとっていただく必要があるのかなと。ここに記載するしないは別として、ご検討いただければというのが1点。これは意見として。
- ・ もう1点は、これも主要な議題ではないのですが、第5章の交通バリアフリーの関係です。25地区でやっておられるのですが、6月に会議をされて、9月に各状況を報告するような会議をされるということの関係で、当事者の人も一緒に点検してくれないかという話が急に来まして、9月には何か報告しないといけないといったような流れになっているのでしょうか。

三浦障がい福祉課長

- ・ バリアフリー基本構想の取組の部分のご質問かなと思っております、こちらで把握している範囲ですが、重点地区25地区それぞれに関して、関連する区が地域の関係団体への協力も求めていきながら、重点地区のバリアフリー化について、具体的に街歩きをしながら点検して課題の洗い出しをしていくというようなことを聞いております。
- ・ 地区によって、いつから進めるかは、ばらつきがあったかなと思うのですが、計画的に段階的に25地区全体を街歩きも含めたチェックをしていくという話になっていたかなと思います。少し不確かな情報ですけれど。

山内委員

- ・ 新今宮もそこに当然入っていますよね。

三浦障がい福祉課長

- ・ 新今宮もエリアの中に入っているということでした。

三田座長

- ・ ありがとうございます。ここまでが前回の修正部分でございますので、次期計画第3部の障がい福祉計画・障がい児福祉計画についてということで、事務局から第1章、第2章の案について説明をお願いします。

三浦障がい福祉課長

<資料3（第3部第1章・第2章） 説明>

三田座長

- ・ 資料3について事務局からご説明いただきました。ご質問・ご意見ありましたらお願いします。

大野委員

- ・ ここでは基本的に就労に対する支援体制がたくさん述べられているわけですが、就労できる人たちの割合は非常に少なく、2019年に大阪市の総務局に調査をお願いしたときには、当時約3万6000人ぐらいの手帳所持者がいる中で、日中活動に参加できている人は10%ぐらいなんです。この障がい計画は、その10%の人たちに対する計画なのか。
- ・ それぞれの市町村家族会の会長に聞きますと、日中活動に参加できるのは押し並べて1割ぐらいです。ひきこもっている人など、あとの9割の人に関する計画が全くどこにも書かれてないんです。それはなぜなのでしょう。
- ・ それから、資料3の6ページの④ですが、大阪市独自の目標設定として、地域移行支援による地域移行者数を第6期計画と同様に60人とありますが、この60人の根拠はどこから出てきているのか。国の示している数値根拠も納得しかねるところがあるのですが。
- ・ 本人の意向であるとか、院内寛解したら退院促進、地域移行に移しますとか言いますが、これは、にも包括の会議でもよく問題になるんですが、誰が判断して寛解だというふうに言うのか。本人たちは十分、地域に出ることのできる能力を、支援されれば持っているにもかかわらず、国や自治体が勝手に人数や、寛解というような外から決めた枠にはめて支援する。9割以上の方は日中活動支援を受けていない、この現実をどう認識されるのか、この人たちに対するアプローチが全然ないのは、非常に悲しいなというふうに思っております。

三浦障がい福祉課長

- ・ いくつかご意見いただきましたが、まず計画全体の考え方の部分についてお答えさせていただきます。
- ・ まず、就労系・日中系のサービスを受けられる方以外の支援について、どこに記載があるのかということですが、この障がい福祉計画の就労に関する目標設定に関しましては、あくまでも障がい福祉サービス事業の目標としての設定と考えております。今委員よりご指摘いただきました、就労系・日中系のサービスを利用できない方の支援等につきましては、これまでのワーキングでご議論いただきました障がい者支援計画におきまして、相談支援の充実や、精神障がいのある人へのひきこもりの対応などにつきまして、数値目標ではございませんが、取組方針として策定をさせていただいていると考えております。

こころの健康センター 長尾副主幹

- ・ 地域移行の60人というのは1年当たり20人という数字なんですが、近年の実績を踏まえまして、その実績に少し上乗せした数字を目標に設定しております。

大野委員

- ・ 実績というのは、行政がお決めになった枠にはまれる人を実績というふうに言ってもらっちゃると思うんです。外から見た基準にあてはまる人だけ選ぶという方法を、そろそろやめないといけない。国連の権利条約でも、私たち抜きに私のことを決めないでと言っているわけですから。
- ・ 外から見た寛解状態と、実際自分たちの意欲、社会に出たいという気持ち、そういうものを評価するシステムがどこにもない。そのことを是正していかない限り、日本が権利条約で指摘されていることから大きく外れていく。国際基準からは、どんどん後ろ向きになっていくという状況ではないでしょうか。
- ・ 非常に大きな話かもしれませんが、家族会の中では埋もれている人たちがほとんどです。大学入試より難しい、大阪市の支援に入るのは。こういう抽象的な言い方をしてご理解いただけるのかどうかわかりませんが、本人の意向は全く生かされておられません。それを今後どうされるのか、ぜひお聞きしておきたいところではあります。

こころの健康センター 長尾副主幹

- ・ 寛解・院内寛解というのは、入院先の主治医の先生が状態像を判断されているということで、そこにご本人の意向が反映されているかということ、あくまで病態・様態・状態像を6種類に分類して判断されているものですので、寛解・院内寛解はその病態を医学的に見て判断しているということです。
- ・ ただ、その寛解と院内寛解している方しか地域移行の対象にならないのかということ、決してそうではありませんので、そこはもちろんご本人さんの意向も丁寧にくみ取りながら、今後の支援に活かしていきたいと思えますし、今いただいたご意見については、地域移行の対象者ですとか、地域移行に関するご本人さんの意向をどのようにきちんと把握していくかという辺りについて検討したいと思えます。

大野委員

- ・ 検討していただいた結果を、またぜひお聞かせいただきたいと思えます。

井上委員

- ・ この障がい福祉計画というのが何なのかということを理解してあげないと。障がい福祉計画は、目標数値を作ることを国が指示して、計画をそれぞれの自治体で作らなさいというものに対して、ここで議論をしているんです。
- ・ 国の方針で、それぞれの自治体の実態に合わせて具体的な計画を作らなさいということ

なので、私も数値目標を上げることに意味があるのかな、中身の問題なのには思いますが、一応そういう形でここで議論をしているので、今のような提案は、障がい者支援計画で反映させてもらわないといけない話だと思うんです。

大野委員

- ・ 前の会議で、私は数字をはっきりさせてほしいことを逆に言っております。だから自己矛盾しているかもしれませんが、やはり計画も数字も根拠のあるものであって欲しい。国が言うからではなく。

井上委員

- ・ そういう判断基準を変えて欲しいということについては、この議論ではない。そこら辺の振り分けを理解した上でやりとりをしないと難しいのかなと思う。

大野委員

- ・ 委員として、行政の進捗状況を理解するのはなかなか難しいという現実もご理解ください。ユーザーにとって、行政の議論というのは非常に理解しづらい。根底にある疑問を申し上げただけで、気持ちはどうしても湧き出てくるものということで、ご理解いただければと思います。今後気をつけて参ります。

芦田委員

- ・ 資料3の5ページの「2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の(1)成果目標について、②は1年以上の長期入院者数をどんなふうに目標を作って減少させていくのかということ、③は早期の退院ということで、3か月・6か月・1年時点でこれだけの退院を目指すということを出していただいている。③はこれで結構かなと思うのですが、②は1年以上というくくりのみで131人の減となっているのが問題だと思います。長期というのはもちろん1年以上なんです、無制限で30年、40年、長かったら50年という人がいるのが現実です。そこはなかなか統計を取るのも難しいので20年以上ぐらいのくくりでされてると思うんですが、せめて1年から5年、5年から10年、10年から20年以上というように、もう少し丁寧に表していただくことはできないかな、ということが一つ。
- ・ それと、資料3の15ページの「6 相談支援体制の充実・強化等」の(1)成果目標のところ、各区の障がい者基幹相談支援センターが地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保するということですが、基幹だけで、行政は一緒にしないのかということが気になります。障がい者の相談の基幹相談支援センターへの丸投げが非常に問題になっているかなと思います。各区の保健福祉センターと、基幹相談支援センターというような書きぶりにしていただきたい。

三浦障がい福祉課長

- ・ まず基幹相談支援センターに関するご意見についてでございます。この成果目標自体は基幹センターの設置を目標したものですので、このような書きぶりになっておりますが、ご指摘いただきましたようにセンターだけでお願いするものではございませんし、表現の工夫についてはさせていただきたいと思っております。

こころの健康センター 長尾副主幹

- ・ 芦田委員の一つ目の質問に関してですが、1年以上の長期入院者数の目標値を記載していますが、これをもっと細分化するということですかね。例えば1年から5年の方について、何人から何人への目標、5年から10年の方について、ということでしょうか。

芦田委員

- ・ はい。そういう具体的な目標があって131人の減と積算されているのかなと思っておりますので、そこを明確にさせていただければと思います。それと、長期入院者を1年以上というくくりにしないで欲しいというのがあります。このようにしてしまうと、みんな1年程度の方かなと思われそうですが、実はそうではない現実が、精神科医療の問題ですので、そこはもう少し明らかにさせていただきたいと思っております。

こころの健康センター 長尾副主幹

- ・ 地域移行の取組については、長期入院者の方を対象にしており、5年以上の方や10年以上の方といったかたちで分けて取組をしているわけではありませんので、目標値としてもこのような書き方をさせていただいているんですが、いただいた意見を踏まえて、検討させていただきたいと思っております。

芦田委員

- ・ ありがとうございます。例えば1年から5年の方が何人で、その方のうち退院に向けて取り組むのは何人といった131人の内訳がなくても、少なくとも1年から5年の方が何人入院しているといったことは明らかにさせていただきたいなと思っております。

こころの健康センター 長尾副主幹

- ・ 目標のところに、現状と目標数値を記載するというのでしょうか。

井上委員

- ・ どこに重点を置いて、この数値の評価をどうしていくかということ踏まえて目標数値を出さないと、意味がないわけじゃないですか。
- ・ 地域移行が何人ありましたという数値目標だけにとらわれるのではなく、残っている課題は何なのか。そこに対して重点化して取り組むことを計画の中で表現していかないと。例えば、入所施設からの地域移行もそうですが、地域移行は人権問題なのでももちろん大事なことですが、一方で、入所施設待機者と呼ばれるような人たちがいっぱいいて、親

はずっと抱え込んでいる、といった課題があるということも、この目標を立てるにあたっては行政として認識してもらう必要があると思います。

- 先ほどのことも、1年以上とくくってしまうと、本当に一番重点化しなければならない長期入院の人たちの問題はどうなっているのかとなるので、この計画を作っていく構えを、行政として見せて欲しいということでの質問だと思うんです。
- だから、本当に1年以上でくくってしまっただけで長期入院の問題はこの数値目標でいいのかということもあるし、この数値目標を達成するためにはどういうことが課題なのかということもやはり補足しておかないといけない。
- 数的な問題ではなくて質の問題としてどうなのかという評価をしないといけないのではないということでのご意見だと思うんです。だから、そこでなぜこの目標を作るのかというような提案を、行政が丁寧に説明できるような資料をつけて欲しいということだと思うんですけど。

三田座長

- この成果目標のところにとどこまでの数字を書くのかということは、これまでの流れもあるので難しいですかね。あと、そういう数字が果たして出てくるのか、30年以上が何人いてとかは難しいですよ。
- ですので、例えば131人の減と書いてあるところに米印か何かをつけて、その内訳を書いてもらうだけでもいいと思っています。そうすると、大阪頑張っているなど、1.5年ぐらいの人ばかりではなくて、長期入院の人にもってなる。そうすると、それはどうやったんだろうということが、それこそ地域包括ケアシステムに繋がる話ですし、今の話では、長期の沈殿しているような病院の中に置かれている人たちにも目の目をあてて進めていくみたいなものが、一行だけでも、どこかにあるだけでも、すっきりするかなというのが私の意見です。
- 数字のところに書くのに限界があるのであれば、米印でもいいですし、目標の考え方のところに今までの思いを入れていただくということをご検討いただければと思います。

酒井委員

- 資料3の10ページの第3部第2章の成果目標のところですが、就労について国の指針に基づいて成果目標を設定されています。⑤のところですが、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所について、国の指針は5割だが、大阪府の基本的な考え方と同様に6割以上にするということで、大阪市の実情を踏まえてと書いてあるので、大阪市の実情を教えてください。
- 大阪市内は確か、今、就労移行事業所が200か所弱ぐらいかなと思っていて、その6割となると100ちょっとくらいとなります。6人の多機能事業所もあると思うのですが、大阪市内は比較的20人の単体の事業所が多いと考えていまして、そうすると20人単体で5割だと10人ぐらいを年間で就労者として出すということになります。
- ②のところでは、就労移行を通じて一般就労した人の移行の目標が、令和3年の実績の

1.31倍で717人だとしたら、令和3年は550人ぐらいかなと思うんですね。そうすると、数が合わないなと思う。

- ・ 定員20人の半分で10人を出すところが100か所あると1000人ぐらい就職するのかなと考えるので、大阪市の実情を踏まえというのがどういう実情なのかを教えてくださいなと思えます。

福原障がい支援課長

- ・ ⑤の大阪市の実情というところを積算してみましたところ、令和3年度実績でいきますと、手元に細かい数字がないので申し訳ないですが、5.7割という実績を把握しておりまして、令和2年度で申し上げますと、5.8割という状況です。
- ・ 国の指針は5割以上となっているのですが、大阪府の実情をみますと、3年度実績が5.7割で、国の指針の目標値を超えていますので、6割という状況が大阪府の考え方になっています。
- ・ それに合わせて、大阪市も同じような実績で数字を算定しまして、6割という形で設定させていただいたのですが、この②の就労移行支援事業の1.31倍の717人という数字と合わないのではないかとご質問をいただきましたので、いわゆるクロス的な部分の整合性について、すぐにお答えはできませんが、内部のデータをもう一度見直させていただけたらなと思えます。

酒井委員

- ・ 定員ベースで話をしましたが、修了者に占めるということですので、今はどこも利用者の確保にすごく苦勞していて、定員を満たしていない事業所も多いと聞いていますので、もしそういったことで、利用者がどこも定員を満たしていなくて、6割ぐらいしかいないということであれば話は通じるのかなと思えますが、そうすると、それはそれでちょっと問題で、事業所数が多すぎるという別の課題があるのかなとも考えています。

福原障がい支援課長

- ・ 本当の利用者数と一般就労の方の実数データをもう一度見直して、報告させていただけたらと思えます。

井上委員

- ・ 成果目標の考え方のところでは、実態としてどういう課題があって、こういうことで重点化をしていく、といった考え方を明確に知っていただく必要があると思うんです。先ほどの大野さんの意見はまさにそこで、数字的な問題だけじゃないと。数字だけを達成することに、この計画を作るの意味があるわけではないので。
- ・ 例えば就労移行についても、移行した後に本当に定着できているのか、なども踏まえて就労移行という問題をとらえていかないと、とりあえず移行しましたというのでは、数字だけになってしまう。

- ヘルパー事業所が増えた、グループホームも増えた、目標達成しましたというような計画ではなくて、その到達点と課題が何なのかという中で、改めて目標を設定していくということを考えていただかないと。数値目標だけで、確かに増えたけれど、グループホームやヘルパー事業所で虐待が増えているということになれば、何のための制度なのかという状況になる。
- 質のところについては、もうちょっと現状も踏まえて、数だけではなく質をどんなふう担保できるかというところで、行政としてこの計画に対してどういう責任が持てるのかという視点で表記をしていただきたいと思う。
- 数字だけを議論するのはすごくしんどいというか、目標数値だけを出しても現状は全然改善されないというふうに私は思っています。質の担保のところでは、現場の方のご意見もあると思うのですが。

山内委員

- 資料3の12ページの第3部第2章の成果目標の④について、障がい児入所施設で年齢超過をしている方が一昔前は3割、4割という状況だったのが、ゼロに近い状態になっていると私も認識をしていて、この前も入所施設の方と話をしたら、こども相談センターも、ご自身の努力も含めてそうなったとのお話がありました。ここに数字は無いのですが、調整会議が機能しているのかなと思いますので、現在どんな状況になっていて、あと何人ですよといった状況がもしわかればお聞かせいただきたいです。
- もう1点は、13ページの③に書いていただいているのですが、医療的ケア児等コーディネーターが、今100人ぐらいいるが、199人にするによってこのように変わっていくといった現状や経過を聞きたいです。
- 地域の中で、重症心身障がいの方の対応やケアをする放課後等デイサービスも増えてきましたが、その方達が大人になったときに次の問題がいろいろ出てくるし、家族も歳をとった時に、グループホームをどうするかといった課題も出てくると思うので、そういった事も見越して、計画を作ったほうがいいのかなと思いますので、そこら辺の考えをお聞きしたいです。

長谷川委員

- 質問というか、表現のところですが、13ページの第2章の成果目標についてです。②の重心の方の支援事業所がたくさん確保されているため、「引き続き適切な支援が行われる体制を確保していきます」というところですが、この表現であれば、数を確保したら引き続き適切な支援が行われると捉えられてしまいます。
- 適切な支援というのは、やはり中身であって、数の確保ではないと思います。数プラス中身の充実であることを表してもらわないと、数を増やしたらそれでいいという感じに捉えられてしまうのかなと思いますので、表現がすごく気になりました。

三田座長

- ・ 今が適切な支援と断言しているようにも見えますからね。皆さんの根底にある思いが結構一緒で、質だよな、という感じです。
- ・ 山内委員の質問についてお答えになれる範囲でお願いします。

福原障がい支援課長

- ・ 山内委員からご質問のありました、障がい児入所施設の年齢超過者の方については、委員ご指摘のとおり、過去、大阪市は全国ワーストの状態であったということで、そこから取組を進めまして、直近の状況でございますが、今年度当初は年齢超過となられている方はお1人でしたが、今はゼロになっている状況です。引き続き入所施設の方と連携しながら、できるだけ早いタイミングで、その年齢に応じた次の支援に繋いでいく取組を、引き続き行って参りたいと考えています。
- ・ もう1点が、医療的ケア児等コーディネーターの養成研修の数についてです。令和4年度末時点で135名です。大阪市で医療的ケア児等コーディネーター養成研修の事業を委託して実施をしているところの研修修了者の数でございます。
- ・ そちらを終了されたコーディネーターの方については、それぞれのサービス提供事業者や計画相談支援の事業者へ配属されているという状況ではありますが、数としては、次期計画の成果目標としてお示しさせていただいているところではありますが、医療的ケア児等コーディネーターの研修受講された方が、その後も所属されていた当時の事業所にそのままおられるのか、異動されているのか、退職されたのかという状況につきましては、まだ追いかけていないのが実態でございます。
- ・ そちらにつきましては、研修を受けて、しかるべき加算を取っていただくということだけではなく、必要な方をしっかりと事業者で受け入れてもらえるような形であるとか、研修だけを受けて、実践ではそういう方をケアされていないので、いざ受け入れようと思ってもできないとか、そういった様々な課題も見えてきているところでございますので、現状把握も含めまして取り組んでいきたいと、今内部で検討を進めようとしているところでございます。
- ・ 長谷川委員からご指摘いただきました重心の児童発達支援、または放課後等デイサービスの事業所の数の話はご指摘の通りでございますが、ここの成果目標でお示ししているのは、重症心身障がい児の方を受け入れていただける事業者の数でして、一旦、数の話があるのですが、ご指摘のとおり、支援の質の部分については必要ということも思っているところがございますが、数は国の指針を超えているけれども、質も大事という思いで、引き続き適切な支援が行われる体制をしっかりと確保していきたいと書かせていただいたところです。
- ・ 言葉的に足りていないのかなというご指摘なので、実態は我々も思っておりますので、表現につきましては、しっかりと検討し直して修正して参りたいと思っております。

三田座長

- ・ 資料4がまだ残っておりますので、進めたいと思います。事務局の方からご説明をお願い

いします。

三浦障がい福祉課長

<第2部第6章(資料4) 説明>

三田座長

- ・ ただいまの事務局からのご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

星沢委員

- ・ 18ページの(13)手話通訳者設置事業についてです。6人のままですが、6人で大丈夫なのでしょうか。手話通訳者の数が、これで大丈夫なのか、やはり見直しが必要なのではないでしょうか。

三田座長

- ・ 毎回聞くご意見ですね。

三浦障がい福祉課長

- ・ (13)の手話通訳者設置事業に関しましては、本市の事業として取り組んでいる手話通訳者の数として書かせていただいております。今回来ていただいておりますような個別の手話通訳者の数ではなく、事業として配置している数となっております。
- ・ 具体的には、本市事業として実施している各区役所などで利用いただいている、遠隔手話通訳に対応する事業ですとか、高度な専門性を要する手話通訳、例えば医療機関の受診ですとか、裁判事案ですとかそういったことに対応する特別な手話通訳をしていただく方、または、一般の手話通訳をしていただく方の派遣のコーディネートをしていただく業務、こういった業務として、本市が委託事業として実施しております事業の中で配置している手話通訳者の数ということでして、この事業は引き続き来年度以降も継続して実施していく予定としておりますので、その事業に係る専門的な職員の方の配置数ということでご理解いただきたいと思っております。

星沢委員

- ・ 専門性と言われましたが、そういう手話通訳者の負担がとても重いんです。健康的な問題もありますし、災害が起きたときに手術を受けた方もいらっしゃいます。そういう状況も見ると、やはり人数が足りないのではないのでしょうか。

三浦障がい福祉課長

- ・ 意思疎通の支援は引き続き大事な課題であると思っておりますし、この間ご議論いただいた障がい者支援計画の中でも、引き続ききっちり取り組んでいくという方針を大阪市

としても示しているところです。今ご意見いただきましたことも踏まえまして、円滑に事業が実施していけるように、委託先とも調整をしていきながら、必要数をしっかり確保していくことにも取り組んでいきたいと思えます。

星沢委員

- できるだけ調整していただいて、取り組んでいただきたいと思えます。

井上委員

- 10 ページの「7」の行政が責任を持っていく協議会について、そこで本当に実態を掴んで、協議が機能的にできているのかということも踏まえて計画をつくる必要がある。さっきの大野さんのような意見がこういう場でしか出てきていないし、そのことを行政が認識できてないとすると、協議会をもう少し充実させていかないといけない。こういう場でしか言う場がないのでは、それでは本来の地域包括ケアシステムは作れない。私はもう少し回数を増やして実態を掴むようにすべきではないかと思うが、大丈夫ということであれば、その根拠を示してほしい。
- 実態を計画に本当に反映していこうと思えば、4年に1回ここに来て言いたいことを言うだけでは解決しない。そのような問題を、行政自身が十分認識できていないところに課題があるように思えます。
- 10 ページの精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、協議の場の開催回数は2回。そこでは何をやっていて、それでいいのか。何のためにそれをやるのかと思う。それとも、行政の担当者の能力で2回までしか無理だからとか、専門家6人以上は配置できないということなのか。

三浦障がい福祉課長

- 先ほどのサービス量見込みのところでもご意見いただいておりますように、数字でなかなかはかりきれぬものでもないのかなと思っております。
- 障がい者支援計画と違って、この障がい福祉計画のところは数字を見込むことがメインになっておりまして、ご指摘いただきましたように、こういった課題に基づいて何をやっていくのかということについて、数字では見えているのかもしれないですが、具体的な取組内容が見えづらい計画になっているのかなと考えておりまして、そういった部分も含めたご指摘かなと思っております。
- そういう意味では、会議の開催回数などにつきましても、いろいろな限界がありましてなかなか増やせない現実もあるのかなと思うのですが、先ほどのご指摘の中にもありましたが、それで何をしていくかという中身が、やはり大事であると思っております。そういった意味で、この計画の数値目標もそうですが、この計画を策定するにあたってこういったことを取り組んでいくのかということが、もう少しこの福祉計画の中でもわかるようにする工夫をする必要があるのかなと思っております。そういうことでよろしいでしょうか、もう少し数字もしっかりと検討するというのでしょうか。

三田座長

- ・ 6人になっている根拠と、実態としては6人から増やして欲しいというところのせめぎ合いがなかなか、どこでも行われていないのと、全体的には、ここの計画に関わっている者として、実態を鑑みてみると、適切な支援や暮らしやすいまちづくりになっていない現状がいろいろと見えてきますので、そのギャップにぼやきたくなるという感じでございます。

大野委員

- ・ にも包括の会議について、一体どれぐらいの予算があって、どういう規模で何のためにやっているのかというのが、委員として2回出席しましたが、何回聞いてもわからない。事業を行うのであれば、せめて予算計画から国が一体どれぐらいのお金を出そうとしているのかということも知らせないといけない。散文的な言葉の文言をいじったって何の意味もないという会議であると申し上げます。
- ・ 19ページの第4章(16)精神障がい者地域生活支援広域調整等事業について、これは何をしているのか全く知らないで、一体誰が何のために何を調整しているのかさっぱりわかりません。なぜこれがここに挙がっているのかという説明がどうしてないのか非常に不思議に思っております。
- ・ 精神障がい者の存在自体が、おそらく意識されていない。万博に向けてバリアフリー、ハードウェアを充実していきますという書きぶりですが、この中でも精神のことは全く認識されていません。例えば、カームダウン、クールダウンの場が、全国的には成田空港などで、色々と国際イベントに向けて準備されているのですが、大阪は全くそれを認識していない。精神の存在というのは全く認識されていないなというところで、悲しさと怒りを感じているところでございます。

小澤委員

- ・ 精神もそうなのでしょうけれど、難病の方でもそのように感じております。
- ・ 私たちはここで今、市の方と私たちとお話していますが、私たちは、患者団体のそれぞれの代表なので、身近な問題、当事者である方もいらっしゃいますし、直結しているわけですね。市では、そのような人たちをいつも目の前で見て一緒に行動するというような経験は少ないと思うんです。上がってくる書類だけで判断する。そういう点では多少行き違いはあると思うんです。認識の仕方が違うと思うので。
- ・ たくさんの文章を書かせてくださっているので、ちゃんと読ませていただいておりますが、実感として湧きません。そのあたりは、もっと私たちも勉強しないといけないのかもしれないんですが、患者、当事者たちの気持ちというものを、もっと汲んでもらわないといけないなと思うんです。

三田座長

- ・ ありがとうございます。ぜひ、資料について、団体としてもご意見をまとめて、この場
で出していただけたらと思います。

井上委員

- ・ バリアフリーのところのご意見、これはどうですか。

三田座長

- ・ カームダウンのルーム、関西空港にもできましたね。この間見ました。

三浦障がい福祉課長

- ・ 万博の取組に限定してお答えさせていただきますと、万博の会場内の設備としまして、
カームダウン・クールダウンのスペースの確保に取り組まれているとお聞きしています。
- ・ 万博の会場内のことにつきましては、大阪市、大阪府の取組ではなくて、博覧会協会の
取組になりますので、今回の計画には落とさせていただけてはいないのですが、会場内
の取組につきましても、我々も入る機会もございますし、見えない障がいの部分につい
ての配慮ということも進められていることは確認させていただいておりますので、引き
続きその点についてももしっかり見ていきたいと思っております。書きぶりについては検討させ
ていただきます。

芦田委員

- ・ 資料4の6ページの「4 指定相談支援」のところですか。「計画相談支援は利用ニーズ
が高く、利用者が着実に増加しています。引き続き充実に向けてやっていきます」とい
う書きぶりになっていますが、計画相談の利用は、もう何年か前から国は100%利用し
てくださいと言っています。セルフプランを希望する人は除きますが。そういう中で、
大阪市はやっと50%を超えたところで、これは利用ニーズが高いとかという話ではな
く、相談支援を利用しなければならないのにまだ50%しか利用していないので、もっと
増やしていかないといけないという話ではないでしょうか。ここの書きぶりが理解でき
なかつたので教えていただきたいです。
- ・ もう一つ、12ページの(2)一番上のところですか。主任相談支援専門員が、各基幹相談
支援センターに1人ずつということで24人ということになっています。今、他のとこ
ろで主任相談支援専門員を広げられているのかもしれませんが、今大阪で何名い
らっしゃるのかわからないのですが、堺市では50名を超えているということなんです。
大阪市も主任相談支援専門員を増やしていくというところで、ずっと24でなくてもい
いのではないかと、どんどん増えていっていいのではないかなと思います。

三浦障がい福祉課長

- ・ 先ほどのご意見にも繋がるかと思うのですが、この福祉計画の書きぶりのところは数字
の見込み方を淡々と書かせていただくような形になっていまして、なぜこの数字になる

のかという部分が利用者の数に合わせた伸びにしているという表現にとどまってしまう結果、そのような形になっているのかなと思っております。

- 先ほどからご指摘いただいている、福祉計画のところの課題認識であるとか、どういった取組として進めていくのかという辺りが落とし込まれていないということが、計画の本市の取組方針が見えないという部分の大きな原因になっているのかなと思っておりますので、その部分につきましては、この福祉計画の書き方、どういう形で本市が何を課題として把握していて、どんなふうに取り組んでいこうと思っているのかということがもう少し見えるような書きぶりに全体としてしていくような形でちょっと検討させていただきたいなと思います。
- 主任相談支援専門員の件に関しましては、ご指摘いただいたように大阪府の研修の枠にうまく大阪市も滑り込めてないところもあるのかなと思いますが、その部分も、今後推薦の仕組みを整理をすることで進めていく予定にもしています。人数的なところを計画上どう表現できるかはありますが、しっかり取り組んでいきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

三田座長

- 先ほどの利用者のニーズが高いというのは、私も、なぜここに書くのかと。ここまでしかまだ進んでいないということを書くべきだと。何かごまかしているんですかと思われるのかなと思ったりしました。
- 他のところでも、数字だからなのか、或いは実態を表に出すことを戸惑っておられるのかと感じる箇所が何か所かありますが、お時間となりましたので、事務局にお返ししたいと思います。

司会 <事務連絡、閉会>